

1 概要

鹿児島市の観光の実態や第4期観光未来戦略に掲げる数値目標の達成状況を把握するため、鹿児島市を訪れた観光客数等を調査し、令和6年観光統計の作成や経済波及効果の算出を実施するもの。

2 業務の内容

(1) 観光統計関係

<令和6年観光統計>

① 入込観光客数の調査・推計

交通機関（鉄道、バス、自家用車、フェリー、航空機等）等の事業者の基礎データを集計・分析するなど調査を実施し、鹿児島市の入込観光客数を推計すること。

[基礎データ]

鉄道利用者数、高速バス利用者数、貸切バス利用者数、路線バス利用者数、定期観光バス利用者数、空港バス利用者数、高速道路利用台数、桜島フェリー・垂水フェリーの入込数、鹿児島港入港船舶数及び出入（帰）国者数、鹿児島空港降客数（国内線・国外線） など

※令和5年観光統計の調査対象は23事業者
（対象一覧を鹿児島市から提供予定）

② 宿泊観光客数の調査・推計

鹿児島市内の宿泊事業者（ラブホテルや過去調査拒否された事業者は除く）から基礎データを集計・分析するなど調査を実施し、鹿児島市の宿泊観光客数を推計すること。

宿泊観光客数は、日本人（県内、県外）、外国人ごとに算出すること。

[基礎データ]

月別宿泊観光客数、発地別宿泊観光客数（日本人は地方別、外国人は国・地域別で集計） など

※令和5年観光統計の調査対象は182事業者
（対象一覧を鹿児島市から提供予定）

③ 観光消費額の調査・推計

鹿児島観光コンベンション協会が実施する「令和6年鹿児島市観光消費額調査」で得られた1人1泊当たりの観光消費額等を用いて、鹿児島市の令和6年観光消費額を推計すること。

令和6年観光消費額は、以下のア～エの合計

- ア 宿泊観光客数（日本人）×1人1泊あたりの観光消費額（日本人）
- イ 宿泊観光客数（外国人）×1人1泊あたりの観光消費額（外国人）
- ウ 日帰観光客数（クルーズ船客） ×1人あたりの観光消費額
- エ 日帰観光客数（クルーズ船客以外）×1人あたりの観光消費額

※①から③は、鹿児島市において、調査に着手しており、契約締結後に鹿児島市から受注者へ引継ぐ。

④ 観光の動向や項目ごとのリード文の作成

観光の動向や項目（入込観光客の状況、交通機関別入込状況、宿泊観光客の状況、月別宿泊観光客数、発地別日本人宿泊観光客数、国・地域別外国人宿泊観光客数、観光消費額、経済波及効果）ごとのリード文を作成すること。

⑤ 令和6年観光統計の作成・編冊

添付の「令和5年観光統計」に掲げる全ての項目及び発注者からの指示のある項目を調査し、令和6年観光統計を作成すること。

⑥ 令和6年観光統計の分析

国や県、これまでの市の統計等と比較するなど、令和6年の観光統計の分析をあらゆる視点から行い、任意の様式で提出すること。

⑦ その他、関連する業務

(2) 経済波及効果関係

① 経済波及効果の算出

観光統計関連の調査等をもとに、鹿児島市産業連関表により、鹿児島市観光における経済波及効果を算出すること。

※鹿児島市産業連関表については、「株式会社価値総合研究所」から最新のもの（2020年版）を予算の範囲内で購入すること。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年8月31日（日）まで

4 主なスケジュール（予定）

令和7年 5月	・事業者決定、委託業務開始
5～7月	・令和6年観光統計作成、市へ提出、公表
8月	・委託業務完了

5 業務遂行に関する協議等

受注者は、業務の遂行に当たって、随時経過報告を鹿児島市へ行い、鹿児島市と密接な連携に努めるものとし、その指示に従うものとする。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受注者は業務の遂行に必要な資料等の貸与を鹿児島市へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受注者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに鹿児島市へ返還しなければならない。

7 成果品

(1) 成果品の内容

成果品は次のとおりとする。

成果品名	提出期限
① 令和6年鹿児島市観光統計	令和7年7月11日
② 令和6年鹿児島市観光統計基礎データ ※ 観光統計に掲載する数値の根拠がわかる資料	同 上
③ 令和6年の鹿児島市観光による経済波及効果に係る資料 ※ 算出過程がわかる資料とデータも合わせて提出すること	同 上
④ 業務完了報告書	令和7年8月31日

(2) 成果品の提出

受注者は業務が完了した時は速やかに所定の成果品を鹿児島市へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに鹿児島市へ提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても鹿児島市と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し、鹿児島市へ再提出しなければならない。

(4) 成果品の帰属

成果品は、全て鹿児島市の所有とし、鹿児島市の承諾を得ずに公表、貸与、使用してはならない。

8 調査・報告

鹿児島市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 契約後速やかに本業務のスケジュール表を提出すること。
- (3) 業務履行にあたっては、鹿児島市と協議のうえ行うこと。また、必要な変更については必ず応じること。
- (4) 委託料は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むこと。
- (5) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合には、鹿児島市と協議しその指示に従うこと。